

山梨県公報

第千九百八十七号

平成二十一年

十月八日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の解除の予定.....五五五

公告

落札者等の決定について.....五五五

告示

山梨県告示第千九百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十一年十月八日

山梨県知事 横内正明

一 解除に係る保安林の所在場所

南都留郡山中湖村平野字不動坂二四四一の一・二四四一の二三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二四八三の三、二四八四の三、二四八六の三、二四八七の三、二四八八の三、二四八九の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公告

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十

五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年十月八日

山梨県知事 横内正明

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

初動捜査活動支援システム 八式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十一年九月十六日

四 随意契約の相手方の名称及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号

五 随意契約に係る契約金額

五千三百四十九万一千二百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第十条第一項第二号に該当

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番